

質問回答書

名称 公共施設における低圧電力の供給

項目番号	該当箇所	質問内容	回答
1	公共施設における低圧電力の供給入札書（様式3）	入札書への金や¥マークの記入は必要か。且つ、第〇回の記載は必要か。	金額欄の最上位の桁の前枠に¥マークを記入してください。なお、第〇回の記入は不要です。
2	その他	入札書（様式3）と内訳書（様式4）は同封して良いか。尚、同封の場合は、留め方や箇所、割り印等の指定はあるか。	同封してください。また、指定はありません。
3	その他	外封筒に直接、入札書（様式3）と内訳書（様式4）を入れて良いか（内封筒の用意は必要か）。尚、封筒への割り印は必要か。	特段指定はありません（直接入れて構いませんし、割り印も必要ではありません）。
4	その他	入札書（様式3）には「代表者名の横に押印1部」、内訳書（様式4）には「押印不要」の認識で良いか。	お見込み通りです。
5	公共施設における低圧電力の供給入札書（様式3）	入札書に記載する日付は作成日で良いか。	入札書の提出日である、2026年2月13日で記載してください。
6	その他	当社が落札した場合、従量電灯B・従量電灯C及び低圧電力は力率割引が無いが、了承いただけるか。低圧電力について東京電力エナジーパートナーのメニューでは2024年9月検針日以降より力率割引が廃止されているため、弊社も力率割引適用なしでも良いか。	了解しました。
7	その他	計量日が1日出ない場合、年度末（～3/31）の請求書発行は通常通り5月初旬となる。了承いただけるか。	了解しました。
8	その他	計量日が1日でない場合（分散検針）、年度末で3月31日と4月1日と請求書を分けることができない。4月請求分として、5月上旬に発行される。了承いただきたくお願いしたい。	了解しました。
9	その他	本契約の締結後、契約書に記載がない事柄（託送費の改定）で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけるか。	当初契約時から状況が変化した場合は、契約書（案）第23条（疑義の決定）に基づき双方で協議します。
10	その他	本契約締結後、天災事変その他不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至った場合は、その事情に応じ、契約単価・納入期限・その他契約内容、供給会社等の変更について協議に応じていただけるか。且つ、託送業者の要因による停電等の事態は電力供給事業の範囲外となるので、了承いただきたい。	当初契約時から状況が変化した場合は、契約書（案）第23条（疑義の決定）に基づき双方で協議します。 なお、本事業の契約書、仕様書等に定める業務の範囲外の業務については契約対象となりません。
11	その他	弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することができない。供給地点における再生可能エネルギー電力（使用電力量の100%）を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、証書の写しとして提出して良いか。	構いません。
12	その他	特定電源割当証明書の発行については、年に1回、且つ供給期間の次年度8月頃の提出となる。3ヶ月ごと、6ヶ月ごとの提出は不可となるが、了承いただけるか。 ※2026年4月～2027年3月の供給分については、2027年8月の発行	了解しました。